

## 地方創生関係交付金事業に係る効果検証について

平成 30 年 8 月 7 日  
計 画 推 進 課

## 1 対象事業等

- ・国の地方創生推進交付金（平成 29 年度当初予算）、地方創生拠点整備交付金（平成 28 年度補正予算措置、平成 29 年度実施事業）により実施した事業（15 事業）
- ・事業実施にあたり重要業績評価指標（K P I）を設定するとともに、その達成度について外部有識者による検証を行い、内閣府に報告を行うこととされている。
- ・なお、今回の効果検証は、平成 29 年度に実施された事業を対象としているため、改訂前の総合戦略における位置付け及び K P I に沿って実施する。

## 2 K P I 達成率等について

## (1) K P I 達成率と事業効果区分について

K P I の達成状況 (本県独自の整理区分)	事業成果等 (内閣府が示す例)	事業効果区分 (内閣府が示す事業効果区分)
全ての K P I の達成率が 100%以上	ア 全ての K P I が目標値を達成するなど、大いに成果が得られたとみなせる場合	① 地方創生に非常に効果的であった
達成率 100%以上の K P I が半数以上	イ 一部の K P I が目標値に達しなかったものの、概ね成果が得られたとみなせる場合	② 地方創生に相当程度効果があった
達成率 100%以上の K P I が 1 つ以上半数未満	ウ K P I の達成状況は芳しくなかったものの、事業開始前よりも取組が前進・改善したとみなせる場合	③ 地方創生に効果があった
全ての K P I の達成率が 100%未満	エ K P I の実績値が開始前よりも悪化した、もしくは取組としても前進・改善したとは言い難いような場合	④ 地方創生に対して効果がなかった
(K P I の達成状況に関わらず) 拠点整備交付金事業で施設の供用開始から時間が経っていない	オ 事業効果を測るに至っていない場合	⑤ 地方創生に対する効果がまだ表面化していない

(注 1) ①～④については、昨年度内閣府が示した地方創生関係交付金の効果検証に係る事業効果区分であり、それを判断するにあたっては、本県独自の整理区分として K P I の達成状況を使用している。

(注 2) 「全ての K P I の達成率が 100%未満」の場合には、個別の達成状況を踏まえ、ウ又はエに振り分けている。

(注 3) 地方創生拠点整備交付金を活用した県事業については、施設の完成時期が全て平成 30 年 3 月であり、平成 29 年度中に地方創生に対する事業効果が発現していないと判断されるため、今年度の効果検証部会においては、事業効果がまだ表面化していないものとして取り扱う。

## (2) 各KPIの達成率の算出について

達成率(%)は、以下の式により算出している。

$$\text{達成率} = (\text{実績値の増分(累計)}) \div (\text{指標値の増分(累計)}) \times 100$$

(例) 第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業

### 【KPI①】 ふるさと県民登録者数(累計) [人]

	基準値	H28	H29	基準値からの増分	達成率
指標値	2,126	3,500	4,000	1,874 (①)	②/①=121%
実績値		3,555	4,398	2,272 (②)	

ただし、増分を用いて算出することが必ずしも適当でないと考えられる指標(※)については、以下の式により算出している。

$$\text{達成率} = (\text{実績値}) \div (\text{指標値}) \times 100$$

※毎年度、一定の参加者の確保(現状維持)を目指すような指標など。

(例) 茨城版 持続可能な地域づくり

～「広域公共交通ネットワーク」プラス「小さな拠点」

### 【KPI①】 県内の乗合バス・タクシーの人口千人当たり利用者数(目標:現状維持) [人]

	基準値	H28	H29	達成率
指標値	13,126	13,126	13,126 (①)	②/①=108%
実績値		13,607	14,229 (②)	

## 3 中間評価について

地方創生推進交付金制度要綱に基づき、中間年度を終了した地域再生計画の中間評価を実施する必要があることから、今年度の効果検証において、該当事業に係る計画の中間評価を実施する。

なお、中間評価の対象となるのは平成29年度に中間年度を終えた以下の2事業である。

- ・茨城版 持続可能な地域づくり～「広域交通ネットワーク」プラス「小さな拠点」
- ・第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業